

4月号

報 告

№ 66

つべりほの



(写真は道に移管になった登別高校)

主な事業 (200万円以上)

工 事 名	工 事 費
築入建設	403万円
新購建設	225
館車場所	5,985
活理内側	300
生処旭案	215
別芥尿管	353
登座し観	825
常町北公	1,192
中失都	700
消防	3,908
登別	895
市	270
防	280
撤別校	400
等別校	950
学温	1,756
幌	428
国	9,500
	200
	1,752

その主なものを紹介してみました。
 ◎四十年各会計予算
 一般会計の予算額は五億七、五八五万円、国民健康保険特別会計四、四九〇万円、上水道特別会計一億五九〇万円、観光事業特別会計一億四三〇七万円と総額は九億二〇七万円と見込んであります。

◎町有財産の処分
 登別高校は三月三十一日をもって道に移管されることになったので校舎や敷地、教員住宅等を道に寄附することにしました。

登別高校が道に移管

第一回定例議会は三月十一日より議案審議(議案十六件いずれも原案可決)に先立ち、施政方針並びに予算編成方針と一般質問が行なわれ、三月十九日閉会しました。

◎消防署の設置条例
 三月三十一日をもって今の消防本部を消防署に昇格充実することになりました。

◎二〇七二万円となっています。その内、三億二七六万円が建設事業に当てられています。主なものは(二〇〇万円以上)は次のとおりです。

議案だより

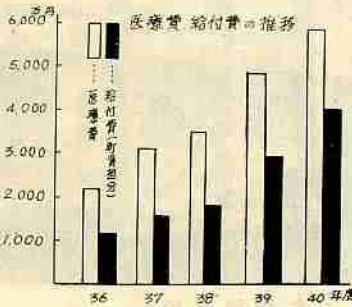
受診率1世帯当り医療給付費の推移

年度別	区分	受診率	医療費		給付費	
			1世帯当	1人当	1世帯当	1人当
36		236	14,654	3,543	7,260	1,755
37		244	18,848	4,744	9,477	2,386
38		254	18,543	4,935	9,920	2,640
39		280	22,943	6,353	13,921	3,855
40		288	26,131	7,187	18,291	5,030

受診率は国保加入者が病院にかかった年間の件数を加入者総数で除した割合を示す。
 ◎医療費は国保加入者が病院にかかった医療費を示す。
 ◎給付費とは医療代のうち町が給付として病院に支払う額を示し、残りは加入者が一部負担として支払う。

町が負担する医療給付費は、みなさんが納める保険税と国からの

保険税改正の必要
なわけ



各市町村の一世代当り保険税額調

[村別]	年度別	
	38	39
幸 蘭 市	6,084	7,412
苦 小 牧 市	5,385	6,231
豊 浦 町	5,792	8,770
虹 田 町	7,680	10,578
洞 爺 村	7,882	8,182
大 滝 村	3,241	3,201
伊 達 町	7,019	7,919
白 老 町	5,046	7,017
早 来 町	7,430	9,323
追 分 町	4,952	5,736
厚 真 町	6,933	8,935
鶴 川 町	7,812	10,578
穂 別 町	5,519	6,183
壮 瞥 町	5,344	6,743

◎昭和40年度は医療費の値上りと給付率改善により各町村とも相当引上げる見込である。

保険事業と給付

国民健康保険は会社や事業所などの健康保険（各自が勤めている職場の健康保険）に加入している人達が病院にかかった場合、町が医療費の一部を負担して、みなさんが多額の医療費を支払わなくても済むようにという社会保障制度の一つで、相互扶助のため町が特別会計を設けてこの保険給付事業を行っております。

医療費の給付状況

ところで医療費の給付状況（町が負担する分）はどのようにな

いままでは、みなさんが病院にかかった場合、本人は治療費の三割、家族は五割（半額）を窓口を支払っておられました。しかし、今年の一月からは本人、家族とも三割だけを支払えばよいようになり、保険加入者のみなさんの負担は大幅に軽減されたわけです。

昭和四十年年度には医療費の総額は五、七五〇万円、これに対する町負担の給付額は、四千万円以上が必要となる見込です。

国民健康保険の現状

保険税はどのように改正されたか

負担金でまかなっておりますが、前に述べましたように医療費の値上などにより現在のままの保険税では、昭和四〇年度の医療給付は全くまかないきれず、医療費九・五％の値上分をみないでも約五三〇万円の赤字となります。

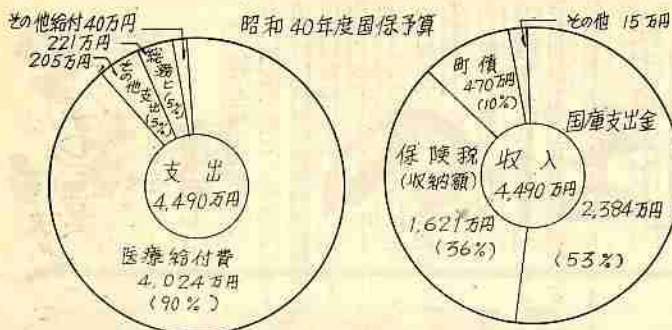
その決果、現在の登別町の保険税は、他の町村と比べ低額であり税率を引上げておけっして高額なものではない。

保険税はどのように改正されたか

種別	改正前	改正後
所得割	百分の六十	百分の九五
資産割	百分の四十	百分の三五
均等割	三五〇円	六〇〇円
平等割	六〇〇円	一、〇〇〇円

しかしながらこれはきわめて大きな問題であるだけに、この税率引上については、国保運営委員会で種々検討し、町議会に提案し、さらに議会においても社会常任委員会に附託して数回にわたって慎重に審議されました。

しかしながらこれはきわめて大きな問題であるだけに、この税率引上については、国保運営委員会で種々検討し、町議会に提案し、さらに議会においても社会常任委員会に附託して数回にわたって慎重に審議されました。



以上、国民健康保険事業の現状

国保加入者のご理解を

昭和四〇年度の保険税は前年度と比較しますと一世帯当り平均三九%の増額となります。しかしこのように増額したとしてもまだ赤字は解消できるわけはありませんが、その分については別途に考えることとして、みなさんの税負担はできるだけ軽くしております。

保険税と医療給付費との対照

年度別	保 険 税		医 療 給 付 費		医療給付の 対保険税 割合 %
	1世帯当	1人当	1世帯当	1人当	
36	5,310	1,284	7,260	1,755	73
37	5,110	1,286	9,478	2,386	54
38	5,029	1,338	9,920	2,640	51
39	5,758	1,522	13,921	3,855	38
40	7,747	2,130	18,291	5,030	42

について簡単に説明していただきましたが、この仕事(保険事業)を円滑にすすめていくためには、やはり保険加入者のみなさん一人一人の深い理解とご協力が必要不可欠でございます。この国民健康保険の実際のすがたをご理解いただきまして、スムーズな事業の運営ができますようご協力をお願いいたします。

保険税1世帯当り負担額の推移

年度別	36	37	38	39	40
1世帯当	5,310	5,110	5,029	5,758	7,747
1人当り	1,284	1,286	1,338	1,522	2,130



〔会長・佐藤紀彦氏〕

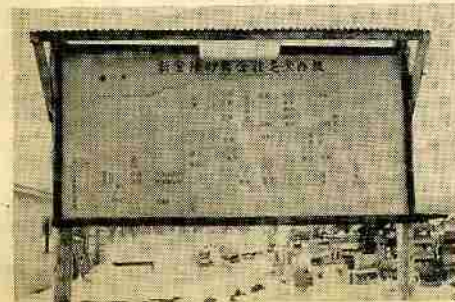
町内会たより

新登津町内会(会長佐藤紀彦氏・三六才)は、昭和三十九年四月会員六二名により発足しましたが現在七四名を数えております。組織や事業は、他の町内会同様

各専門部を設け、今日まで全員の努力奉仕による側溝(延長二四〇米)と防犯灯十基の新設、或いは町内案内板の設置、薬剤の散布など、活発に事業を推し進めてきました。そのため、雨が降ると水溜りができ蚊の発生原因をなしていた道路も、良くなったばかりでなく、町内も明るくなり、又町内の入口には、町内案内板が掲示されて、他市町村から訪れる方からも尋ねる家がすぐわかると喜ばれております。

今後は、側溝の完備によって衛生的町内建設に努めるほか、レクリエーションによって、会員相互の親睦をなおいっそう深め、明る

く融和な町内にしようとして話し合いがなされていきます。



春の清掃美化運動にご協力を!

永かった冬もようやく過ぎました。それと同時に雪がとけ、冬の間にた「ゴミ」が家の周囲や小路、下水溝などにたまっているのをよく見かけられます。

これらの「ゴミ」や汚水は街の美化を損ねるばかりでなく、衛生上もよくありません。できるだけ早く取片づけ、また汚水は流通をよくして清潔で明るい生活環境をつくるよう、みなさんのご協力をお願いいたします。

生活保護家庭へ学用品贈る

新学期をむかえ町社会福祉協議会では生活保護家庭の中で入学、あるいは新学する児童を持つ家庭へランドセルなどの学用品を贈りお祝いしました。

- 支給対象戸数 一一〇世帯
- 新入学児童 二十二名
- 革ランドセル、靴袋 各一個
- 学用品五点
- 中学進学児童 三十三名
- 革手提鞆 一個 学用品二点
- 一般進学児童 一七二名
- 学用品二点 計 二二七名



生ワクチンを

飲みましょう

だんだん暖かくなると、いろいろな病気が起こりやすくなります。町では毎年各種の予防接種を行なっておりますので、該当する方は、必ず受けるようにして下さい。こんど行われるのは生ワクチンの投与ですが、日程は次のとおりです。

該当者

(1)昭和三十八年十一月十六日から昭和四十年二月十五日の間に生

まれた幼児で、これまでに一度もワクチンの投与を受けていないもの、又は一回しか投与を受けていないもの。
 (2)今までに二回投与を受けても一回目と二回目の期間が六カ月以上になつていないもの。

日程

時間はいずれも午後一時から三時までとなっております。	五月十一日	鷺別公民館
	五月十二日	体育館
	五月十三日	住宅診療所
	五月十四日	登別温泉支所
	五月十五日	登別保育所
	五月二十五日	体育館

(予備日)

住宅資金を

お貸しします

住宅金融公庫では、住宅を建てたくても資金が足りなくて建てられないという方に対して建設資金をお貸ししています。

資金を借りれる資格

- ①借入金十万円につき収入月額が四、四二〇円(簡易耐火構造)以上あること。
- ②借入金償還の見込が確実に、公庫借入金以外に資金調達のできる者。
- ③確実な連帯保証人のあること。
- ④農業、林業、又は漁業に従事している者。

建築物の構造、規模

申込受付期間
 四〇年五月三十一日まで。(予定)土地については貸付は行ないません。
 詳しいことは役場建築係へお問合せ下さい。

国民健康保険証を 取替ます

国民健康保険の給付率が変わったため、いままでの保険証は二月一日から無効になっていきます。従つて病院にかかる時は、新保険証でないと使用できません。まだ新しい保険証に取替えていない方は至急取替えて下さい。

中小企業へ資金を お貸します

中小企業の年度末における資金繰り難を緩和するため、次のとおり資金を融資いたします。

融資条件

- (1)融資金額 一企業一〇〇万円(特に必要と認められた場合、二〇〇万円以内)
- ▼組合 三〇〇万円以内(転貸の場合、五〇〇万円以内)
- (2)資金使途 運転資金
- (3)融資期間 六ヶ月以内
- (4)融資利率 取扱金融機関の利率による。
- (5)担保

北海道銀行室蘭支店
 室蘭信用金庫本店
 共済農業協同会連合会
 信用保証

すべて北海道信用保証協会の保証付とし保証料率は次のとおりです。

三〇万円以下	日歩二厘五毛
五〇万円以下	日歩三厘五毛
五〇万円以上	日歩四厘五毛

融資対象

道内中小企業者(中小企業等協同組合法に基づいて組合を含む)とする。ただし遊興娯楽等の業種は除きます。

取扱期間

四〇年四月三〇日までですが、詳しいことは、役場(商工観光係)又は商工会へお問合せ下さい。

子供の夜遊びはやめさせよう

最近道内のあちこちで子供の事故が起きております。しかもその事故の大半が夜に起つているようです。

青少年を健全に育成するため、また事故を防止するためにも、子供の夜の歩きについては親同士が充分に気を付けてやるということが大切なことです。みなさんのご協力をお願いいたします。
 (登別町補導委員会)

楠本さんは、来馬、曙町全地区十字街、新町の一部を担当することになっております。

人権擁護委員に

河野敏文氏を任命

いままでも人権擁護委員をしておられた岩永熊次郎氏が亡くなられましたので、その後任として河野敏文氏が任命されました。

◎町人権擁護委員会では、みなさんの人権を護るため、いつでも相談を受けております。

相談は役場社会係と幌別生活館(毎月十日)で受けておりますので、お気軽にお越し下さい。

美 挙

- ▽コーヒールバー ルイ 三五〇円
- ▽匿名 五〇〇円
- ▽山本幸太郎 ノート五冊、鉛筆二ダース
- ▽千才町内会 南 輝雄 二五〇〇円
- ▽登別高校 一年D組一同 千円
- ▽登別町ライオンズクラブ 革ラシンドセル十六個
- ▽山本茂治 八千円

町の人口

男	一八、二七四人
女	一八、〇四九人
計	三六、三三三人
世帯数	九、一一一世帯

民生児童委員に 楠本正行氏を任命

村上薫氏が民生児童委員を辞任しましたので、その残任期間の後任として、このほど楠本正行氏が任命されました。